

令和3年度10月 第7回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年10月29日(金) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	欠席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	欠席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
主 幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 6	報告第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議長

(あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は8人です。推進委員の平尾委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和3年度10月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

2番 近藤 善成 委員及び、3番 菱田 茂 委員を指名します。

議長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長

日程第3 議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第26号1番につきまして説明いたします。

議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は富塚布内地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、10月27日に木村委員と宮地委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いたします。

議 長 議案第26号につきまして、木村委員と宮地委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して木村委員から現地の状況について、報告願います。

木村委員 議案26号につきまして、宮地委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第26号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第26号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第26号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説 明)

議案第27号1番につきまして説明いたします。

議案は3ページ、参考資料は3～5ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森山堂建地内の田で、資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、現在申請地北側で鉄骨加工業を営んでおります。

業務拡大により、現在の資材置場では手狭になったため、新たに資材置場を新設する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は6～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島

東屋敷地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は9～11ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は富塚布内地内の畑で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、申請地の東側に農地を所有する農家の世帯員です。

隣接の農地で作業を行う際に、軽トラックを駐車する場所を設けるための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から300m以内の農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町安松二丁目地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地西側で土木工事業を営んでおります。

業務拡大により重機等が増加したため、来客用及び従業員用の駐車場が不足しており、今回の申請において、それらを新設する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は15～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は古道白粉田

地内の田で、駐車場及び資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地北側で鳶・土工業を営んでおります。

現在、業務に使用する資材等は名古屋市元請業者の資材置場を利用して業務を行っておりますが、業務の効率化を図るため、今回の申請において駐車場及び資材置場を新設する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は18～20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町徳実辻切地内の田で、機械工場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在申請地北側で農業器具等の機械製造業を営んでおります。

業務拡大により作業スペースが不足しているため、申請地に新たに工場を建築し、作業の効率化を図るための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、10月26日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、10月27日には木村委員と宮地委員で現地確認をさせていただいております。

議長 議案第27号につきまして、木村委員と宮地委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して木村委員から現地の状況について、報告願います。

木村委員 議案27号につきまして、宮地委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第27号

について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第27号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第27号は承認されました。

議長 日程第5 議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。
それでは、事務局から説明させます。

事務局 （説明）

議案第28号につきまして説明いたします。

議案第5ページをご覧ください。

農地所有者につきましては3名、貸付地は5筆、借受者は2名となっております。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第28号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第28号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第28号は承認されました。

議長 日程第6 報告第24号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第25号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第26号「農地法第18条第6号の規定による通知について」を事務局から一括で報告願います。

事務局 （報告）

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第24号から報告第26号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

議 長	<p>よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>以上で本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>長時間にわたりご苦労様でした。</p> <p>次回の農業委員会でございますが、11月30日（火）午前10時からの予定です。よろしくお願いたします。</p> <p>最後にその他ということで、事務局からお願いします。</p>
	終 了